

# 史跡中高瀬観音山遺跡保存活用計画【概要版】

## 第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

### ■計画策定の沿革

富岡市中高瀬山・岡本北之根に位置する中高瀬観音山遺跡（以下、本遺跡という）は、弥生時代後期の拠点的な大規模集落の形成と、当時の社会状況を知るための貴重な遺跡として評価され、平成9年（1997）3月に国の史跡に指定された。

本遺跡は、平成11年に都市公園として都市計画決定され、整備を推進してきたが、現在は事業が中断しており、遺跡の公開・活用が十分に行われているとは言えず、遺跡の発掘調査及び計画的な保存管理・活用・整備等が求められている。このような背景から、保存活用に係る方針及び具体的方法を確認し、広く市民や関係者の理解を深めるとともに多様な関係者間で認識を共有し、円滑に各種事業を推進できるよう、指針となる計画を定めることとなった。

### ■目的

史跡中高瀬観音山遺跡保存活用計画（以下、本計画という）は、史跡中高瀬観音山遺跡の適切な保存・活用を行い、その価値を次世代へ継承することを目的として、施策を検討し、各種事業を着実に実行していくために必要な行政上の長期的な指針を定めるものである。

本計画では、史跡の現状を把握し、課題を認識し、必要な施策を施すための方針や具体的な方法、施策の推進方法等について、「保存管理」「活用」「整備」「運営・連携体制」の4つの観点から定めており、いずれも富岡市が関係者の協力のもと、史跡の保護に万全を期すために定めるものである。

### ■対象範囲

本計画の対象とする史跡指定地は、富岡市岡本、中高瀬に位置し、面積は47,329.25㎡（約4.7ha）である。加えて、史跡の隣接地には、歴史公園としての整備が予定されている土地、史跡の環境保全・景観上重要な土地があり、史跡の保存活用において一体で検討すべきことから、本計画の対象地に含まれるものとする。

## 第2章 史跡中高瀬観音山遺跡の概要

### ■概要

本遺跡からはこれまでの調査で弥生時代後期の竪穴式住居約140棟と掘立柱建物、柵列等が発見されている。なかでも上信越自動車道建設に伴い平成元年度（1989）に調査された遺跡中心部の丘陵平坦部に遺構が密集しており、この地点だけで弥生時代後期の竪穴式住居約100棟、掘立柱建物約10棟、それにこれらの建物跡を取り囲むように巡る柵列等が確認された。竪穴式住居の規模は、長辺11m、短辺7mに及び大型のものから、長辺5m、短辺3m程の小型のものまで多様である。住居の構造は、板材を用いた4本の支柱を有し、北側に炉を、南側に1対の梯子柱をもつものが一般的である。また、全体の3割以上の住居跡が焼失遺構であることも本遺跡の一つの特徴である。柵列は地形に沿う形で検出されており、1つの穴の大きさは直径約15～30cm、深さ50cm程である。出土遺物は住居跡等から土器、石器等を中心に多量に出土している。このうち、土器は群馬県で弥生時代後期の指標とされる「樽式土器」と呼ばれるものが大半であり、本遺跡の住居跡の多くが一定の期間内につくられたことを示している。

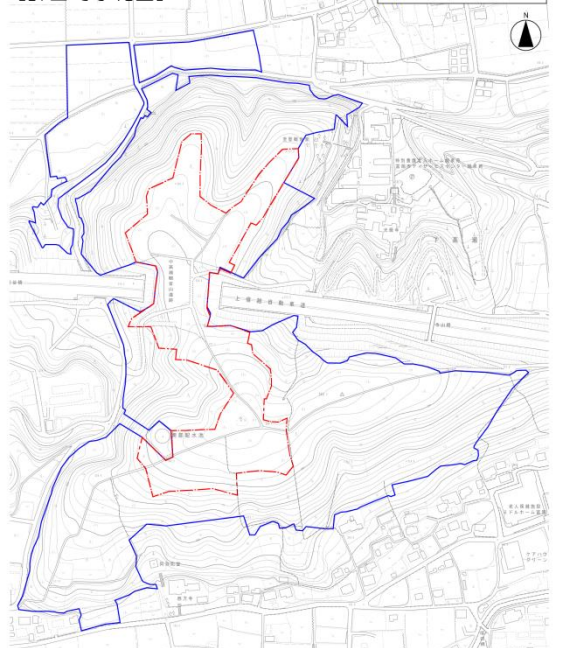
【史跡中高瀬観音山遺跡】



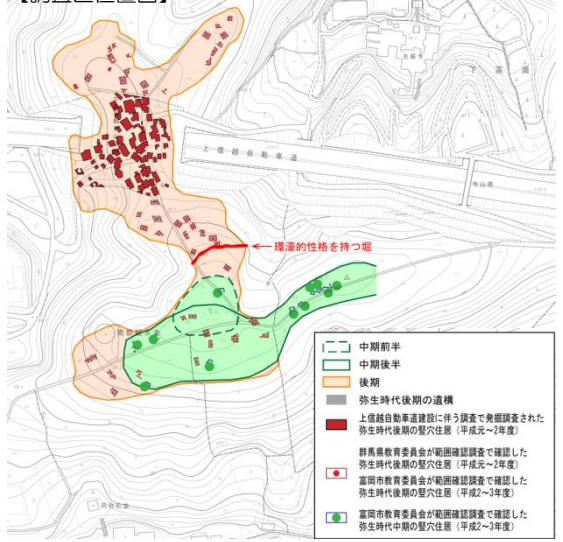
【航空写真】



【計画対象範囲】



【調査区位置図】



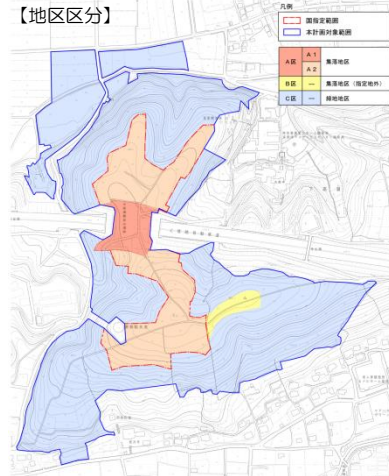


■史跡の本質的価値

1. 独立した丘陵地形をよく生かして営まれた高地性集落で、弥生時代後期後半（倭国大乱から邪馬台国成立・展開期）の関東地方の社会状況を知るうえできわめて貴重な遺跡である。
2. 弥生時代後期に集中して造営された大規模な集落遺跡で、その発展過程を示す遺構分布がよく把握でき、この地域の拠点集落の一形態を示すものである。
3. 焼失住居跡の事例が豊富に存在し、弥生時代の住居構造を解明する新知見が得られている。
4. 住民主体の保存運動により、集落が良好に保存されている。

■地区区分

区分		区分の内容	
A区	A1	集落地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本遺跡の中心を成す集落跡であり、本質的価値を構成する遺構（竪穴住居、掘立柱建物、柵列、柱穴、土坑、その他の遺構・遺物等）が集中している</li> <li>・史跡指定地内で、十分な調査が行われている</li> <li>・史跡の中心地区として、日常的な維持管理や定期的な点検等の保存管理を行う</li> <li>・A1の集落の周辺部で、本質的価値を構成する遺構（竪穴住居、掘立柱建物、柵列、堀、方形周溝墓、その他の遺構・遺物等）が存在する</li> <li>・史跡指定地内であるが、発掘調査は一部しか行われていない（確認調査のみ）</li> <li>・保存管理や活用のために、必要に応じて確認調査を行う</li> </ul>
	A2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本質的価値を構成する遺構（竪穴住居）が存在する。</li> <li>・史跡指定地外で、遺構は検出されているがこれまでの範囲確認調査は限られている</li> <li>・今後、確認調査を実施し、追加指定や公有化について優先的に検討する必要がある</li> </ul>
B区		集落地区（指定地外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定地外で、これまでの範囲確認調査は限られており、試掘調査や記録保存等の措置を検討する必要がある</li> <li>・史跡の環境保全・景観上重要な地区であり、史跡との一体的な管理が必要</li> <li>・史跡の景観を損なわない範囲で、公園施設の整備を行う</li> </ul>
C区		緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定地外で、これまでの範囲確認調査は限られており、試掘調査や記録保存等の措置を検討する必要がある</li> <li>・史跡の環境保全・景観上重要な地区であり、史跡との一体的な管理が必要</li> <li>・史跡の景観を損なわない範囲で、公園施設の整備を行う</li> </ul>



■構成要素

地区	分類	種別	構成要素	
史跡指定地	A区	I. 本質的価値を構成する諸要素	(1) 弥生時代の遺構・遺物	ア. 遺構 ・竪穴住居 ・掘立柱建物 ・焼失住居跡（炭化材） ・狼煙跡 ・物見台 ・木柵 ・柵列 ・柱穴 ・土坑 ・堀 ・方形周溝墓（1基） イ. 遺物 ・土器 ・鉄鏃、石鏃などの武器類 ・石包丁、石斧などの農工具類 ・その他、紡錘車、土製勾玉、ガラス玉
			(2) 史跡内の自然的環境・景観	—
	II. 本質的価値とは異なる諸要素	II-① 弥生時代以外の各時代の遺構・遺物	(1) 縄文時代の遺構・遺物	・竪穴住居跡、土坑
		II-② 民俗宗教に関わるもの	(2) 古墳時代の遺構・遺物	・竪穴住居跡、掘立柱建物、土坑
			(3) 奈良時代の遺構・遺物	・竪穴住居、土坑
		II-③ 遺跡の保存・活用に資する諸要素	(4) 中世の遺構・遺物	・曲輪
			(5) 近世の遺構・遺物	・溝、道、土坑
		II-④ 史跡内の自然的環境	(1) 遺跡保護施設	・柵 等
		II-⑤ その他の諸要素	(2) ガイダンス施設等	・史跡標柱 ・説明板 等
		史跡指定地外	III. 史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素	III-① 指定地外にあるが史跡と同等の価値を有する遺構
III-② 民俗宗教に関わるもの	(2) 史跡外の自然的環境・景観			—
	(1) インフラ施設			・道路、側溝、排水管 ・公共建物施設（ガードレール）等
III-③ その他の諸要素	(2) その他			・公共建物施設 ・耕作地 ・竹・樹木 等
	IV. その他			—



【大型住居跡及び炭化材/075号住居跡】



【柵列跡】



【狼煙跡/60号土坑】



【土器/158号住居跡からの出土遺物】

## 第4章 史跡の保存活用に係る現状と課題

### ■保存管理の現状と課題

地区			現状	課題
史跡指定地	A区	A1 集落地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃・伐採・除草等の管理を行い、現状維持に努めている。</li> <li>・一部、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有している土地がある。</li> <li>・遺跡パネル、国指定史跡碑、NEXCOが設置しているフェンス等がある。一部、フェンスの破損がみられる。</li> <li>・一部、保護盛土等の流出がみられる。</li> <li>・頂部から周辺市街地を望むことができる。</li> <li>・菜の花が群生している。</li> <li>・遺構等の存在がわかりづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存管理における関係機関との連携が必要である。</li> <li>・破損箇所については、今後補修等を行う必要がある。</li> <li>・保護盛土等、適切な遺構保全方法の検討が必要である。</li> <li>・往時の景観の観点も含め、復元整備等について検討する必要がある。</li> </ul>
		A2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃・伐採・除草等の管理を行い、現状維持に努めている。</li> <li>・一部、国が所有している土地がある。（天王塚）</li> <li>・一部、園路の舗装が破損している箇所がある。</li> <li>・これまでの発掘調査（確認調査）範囲は限られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存管理における関係機関との連携が必要である。</li> <li>・破損箇所については、今後補修等を行う必要がある。</li> <li>・保存管理や活用のために必要であれば、事前に確認調査を実施する必要がある。</li> </ul>
史跡指定地外	B区	集落地区 (指定地外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地と民有地がある。</li> <li>・清掃・伐採・除草等の管理を行い、現状維持に努めている。</li> <li>・菜の花が群生している。</li> <li>・これまでの発掘調査範囲は限られており、不明点が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加指定や公有化について検討する必要がある。</li> <li>・公園整備が及びるのであれば事前に確認調査・発掘調査の実施が必要である。また、調査結果により遺構の保護や追加指定の検討を行うことも必要である。</li> </ul>
	C区	緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地と民有地がある。</li> <li>・一部の平地地を除き、竹や樹木が繁茂しており、眺望が遮られる要因となっている。</li> <li>・勾配が急で崖になっている場所もある。</li> <li>・百庚申や祠等がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な森林管理や見通しを改善するための措置を検討する必要がある。</li> <li>・安全性の確保が必要である。</li> </ul>

### ■活用の現状と課題

中高瀬観音山遺跡は、史跡指定・歴史公園認可後の整備が中断しており、活用を促進するための環境が整っているとは言い難い現状である。中高瀬観音山遺跡では、今後、復元整備を含む遺跡の公開や、ガイダンス施設を設置し発掘調査で出土した遺物の展示等、利用者に遺跡の価値を伝えるとともに、地域住民に親しみをもってもらうための積極的な活用が求められる。また、本遺跡は丘陵上という特異な立地条件に位置することも特徴の一つであることから、アクセス路を含む安全で快適な見学環境を創出するとともに、高低差を体感できる眺望良好な環境をいかした活用も必要である。将来的には、地域住民に遺跡の解説や体験学習プログラムの中心的役割を担ってもらえるよう働きかけていく。また、計画や整備の段階から継続してイベントやワークショップを行い、地域住民に本遺跡のことを認知してもらうとともに、親しみをもってもらえるような活用を行う。



【令和元年度に実施したイベントの様子】

## 第5章 基本理念・基本方針

### ■基本理念

- 1 中高瀬観音山遺跡を保存するとともに、周辺の自然環境・景観を保全し、その価値を次世代へ継承する。
- 2 中高瀬観音山遺跡の本質的価値を活かした特色ある整備を行う。
- 3 周辺の歴史遺産や観光施設等と連携し、教育や観光の観点も含めた総合的な活用を実践する。
- 4 市民参加を促進し、中高瀬観音山遺跡に対する愛着と誇りを醸成する

### ■基本方針

#### □保存管理の基本方針

- ・史跡の本質的価値を中心とした遺構・遺物の状況に十分に留意し、その保存を確実に行う。
- ・史跡内は、史跡の調査・研究、保存管理、活用、整備に資するもの以外は原則として行わない。等

#### □活用の基本方針

- ・調査・研究成果を市民に積極的に発信し、史跡の価値の理解を促進する。
- ・鎭川沿いの遺跡や周辺の関連施設と連携し、観光資源としても積極的に活用する。
- ・周辺の学校や諸施設と連携し、社会教育・学校教育分野での活用を積極的に行う。等

#### □整備の基本方針

- ・史跡の保存を第一に考え、調査・研究成果に基づいた整備を計画的に実施する。
- ・高地性集落といった本史跡の特徴を活かし、利用者が史跡の価値を理解できる整備を行う。等

#### □運営・連携体制の整備の基本方針

- ・文化庁指導のもと、富岡市が主体となり、史跡の保存活用を進める。
- ・史跡を確実に保存し、周辺環境や景観を保全していくために、関係機関との連携体制を整える。
- ・史跡の保存活用の担い手として、市民が参加できる仕組みを構築する。等



## 第6章 保存管理

中高瀬観音山遺跡の保存管理は、本質的価値を構成する要素を中心とする遺構・遺物の保存を基本とし、周辺の自然環境や景観の保全及び見学者が安全に見学できる環境を提供することを目指す。また、必要に応じて試掘調査・確認調査を実施し、調査結果によっては追加指定についても検討する。

指定地の主たる所有者は富岡市であり、文化財としての保存管理は文化財保護法の規定に基づき、管理団体である富岡市が実施する。指定地外の本計画対象地については、民有地も含まれている状況であるため、当該地において保存管理や公開活用を実施する場合には、土地の所有者の諸権利について最大限の配慮を行う。なお、将来的には本計画地内の土地全域を公有化することを念頭に置き、今後の維持管理体制のあり方について検討する。

本遺跡の保存管理を確実に実施するために、本計画において保存管理の方法と現状変更の取扱い基準を定める。保存管理は史跡指定地に加え、史跡と一体的な保存管理が必要である本計画範囲全体について実施することとし、地区ごとに保存管理の方法や現状変更の取扱い基準を設定する。

### ■現状変更の取扱い方針・取扱い基準

地区区分		指定地内		指定地外		
		A区		B区	C区	
区分の内容		十分な調査が行われており、本質的価値を構成する遺構が存在する範囲。	発掘調査が一部しか行われていないA1の集落の周辺部。	遺構は検出されているがこれまでの範囲確認調査は限られている範囲。	史跡の環境保全・景観上重要な地区であり、史跡との一体的な管理が必要であるとともに、史跡の景観を損なわない範囲で、公園施設の整備を行う範囲。	
法規制		文化財保護法、都市計画法等の対象となる。				
現状変更等の取扱い方針		史跡の保存・管理上及び環境保全上必要なもの以外は原則として認めない。		遺構に影響を及ぼさないよう配慮する。なお、公有地以外は所有者に協力を求める。今後優先的に追加指定を検討する範囲であり、史跡指定がなされた場合はA区と同様の基準を適用する。	遺構に影響を及ぼさないよう配慮する。なお、公有地以外は所有者に協力を求める。	
発掘調査		整備上の必要に応じて実施。		優先的に実施。	将来的に検討。	
追加指定		-		調査の結果、史跡と同等の価値が認められる場合、地権者の理解と協力を得ながら、追加指定を検討。		
公有化		(済み)		(一部済み)所有者の意向を勘案し検討。		
現状変更等の取扱い	①地形の変更	調査研究、保存活用に資する行為以外の現状変更は認めない。		市が所有する部分についてはA区と同様の基準を適用する。なお、公有地以外は所有者に協力を求める。	地形の変更を行う場合は、事前の試掘・確認調査を実施したうえで、景観との調和が図られるよう配慮する。なお、公有地以外は所有者に協力を求める。	
	②建築物	新築	原則として新築は認めない。ただし、遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件として、公開活用のために必要な復元建物等の新築、改修、撤去は認める。		遺構の保存に支障のない限りは認める。ただし、景観との調和が図られるよう配慮する。なお、公有地以外は所有者に協力を求める。	
		改修 撤去				
	③工作物	新設	遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件として、史跡の保存・活用上、必要なものは認める。		遺構の保存に支障のない限りは認める。	
		改修 撤去				
	④道路	新設	道路構造令に準拠する道路は一切新設を認めない。	市が所有する部分についてはA区と同様の基準を適用する。なお、公有地以外は所有者に協力を求める。	遺構の保存に支障のない限りは認める。ただし、景観との調和が図られるよう配慮する。なお、公有地以外は所有者に協力を求める。	
		改修 撤去	遺構の保存に支障のない限りは認める。			
		⑤園路	新設 改修 撤去	史跡の活用に関する見学路の新設、改修、撤去は認める。		
	⑥樹木等	植栽	史跡の保存管理・活用上及び、環境・景観保全上必要な場合は、遺構の保存に支障がない限り認める。			
		伐採	史跡の保存管理・活用上及び、環境・景観保全上必要なものは認める。ただし、抜根は認めない。	市が所有する部分についてはA区と同様の基準を適用する。なお、公有地以外は所有者に協力を求める。	史跡の保存管理・活用上及び、環境・景観保全上必要なものは認める。なお、公有地以外は所有者に協力を求める。	
⑦行事	遺構に影響を与えないこと、景観との調和を図ること、見学環境に著しい影響を与えないことを条件として、史跡の価値を高め、周知する行事の開催は認める。					

## 第7章 活用

中高瀬観音山遺跡は、独立した丘陵上に作られた高地性集落である。斜面上に作られた大型住居や焼失住居などの特徴を活かした復元整備や出土遺物などの展示をとおして、利用者に遺跡の価値を伝える。また、周囲の平地とは50mほどの比高があると同時に、集落の展開と微地形が関係するなど、眺望にあわせて遺跡の内容の変化も楽しむことができる。史跡としてだけでなく歴史公園としても地域住民に親しみをもちてもらうための積極的な活用を実施する。

## 第8章 整備

中高瀬観音山遺跡の整備に関しては、平成3年度（1991）まで行われた発掘調査をもとに、平成5年度（1993）に基本構想、平成6年度（1994）に基本計画、さらに平成8年度（1996）に基本計画の見直しとともに基本設計がまとめられている。今後は、これらの計画を踏まえつつ本質的価値に基づいた史跡の整備を進めることとする。整備にあたっては、史跡の保存を第一に考え、調査・研究成果に基づく整備を計画的に実施することとし、公開や情報発信の手段を幅広く検討し、史跡の価値等を分かりやすく伝える。また、歴史公園として利用者の利便性、安全性を確実に担保する。

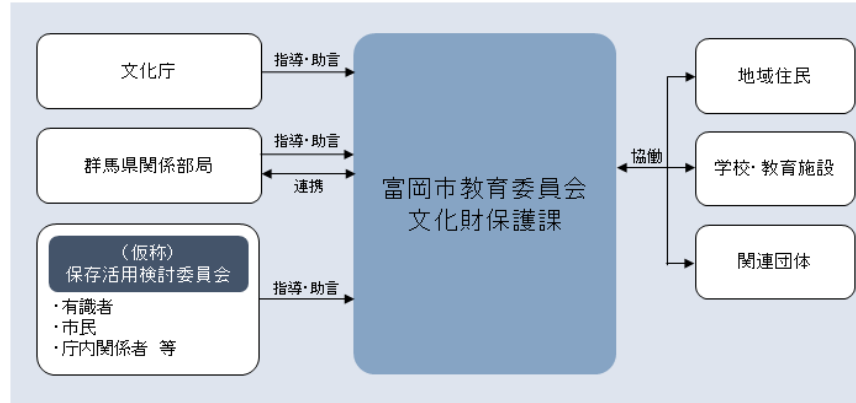
史跡指定地内は、調査成果に基づく整備を基本とし、史跡の価値を理解でき、地形を活かして歴史のながれを感じることができる空間として整備する。史跡指定地外については、ガイダンス施設や便益施設等、来訪者のニーズに応えるとともに利便性や安全性に配慮した整備を行う。また、史跡周辺の景観と調和するよう配慮する。

# 第9章 運営・体制の整備

史跡の適切な保存活用のために、富岡市教育部文化財保護課を中心に運営体制を整備する。また、市民の理解と協力、関係機関・関連団体と連携、周辺の地域資源と一体的に保存活用できる体制を目指す。

保存管理、活用、整備の各項目に定めた多岐にわたる内容を着実に実行するためには、文化財分野の組織だけの運営体制には限界があり、教育・環境・公園・観光分野等の市の関係各課、史跡周辺の関連諸施設、各種行政機関、地域住民による活動組織等との連携が不可欠である。文化財分野を中心としつつ、多様な組織との横断的な連携を目指し、運営・連携体制の構築に取り組む。

本遺跡は住民による保存運動がきっかけとなり、保存に至った経緯がある。当時の団体は現在活動していないが、地域住民との運営・連携体制の再構築と既存の住民団体との連携を模索することにより、保存活用の機運を醸成していく。また、多くの市民が史跡の価値を実感し、史跡の保存と活用の気運が高まることから、そのための情報を積極的に発信するとともに、市民からの意見や要望を取り入れ、維持管理の担い手として維持管理に参加できる体制構築にも取り組む。



# 第10章 施策の実施計画の策定・実施

## ■実施計画（案）

- I期（概ね2020年度から2029年度）実施
- II期（2030年度以降）実施

区分	A1区	A2区	B区	C区
	集落地区 (済み)		集落地区(指定地外)	緑地地区
公有化			所有者の意向を勘察し検討。	
追加指定	-		調査の結果、史跡と同等の価値が認められる場合、地権者の理解と協力を得ながら、追加指定を検討。	
発掘調査	整備上の必要に応じて実施。		優先的に実施。	
保存管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地を所有している関係機関と保存管理に関する調整・連携を行う。</li> <li>日常管理を継続し、安全で快適な環境の維持に努める。</li> <li>諸施設・工作物等の小規模な破損箇所は速やかに補修等を行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>追加指定や公有化について検討する。</li> <li>必要に応じて確認調査を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な森林管理のための植栽計画を策定するとともに、公有化部分については定期的な点検、斜面の適切な維持管理を行い、公有地以外には所有者の協力を求める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>復元整備や遺構表示等を行う場合は、保護層を十分確保する。</li> </ul>			
活用	調査研究	今後継続的な調査を関係機関との連携のもと実施する。		
	教育普及	調査研究の成果を活かしながら、本遺跡や地域の歴史文化を学ぶ場として積極的に活用する。学校教育においては、市内及び県内の小中学校に校外学習の場として活用してもらえるよう積極的に働きかける。また、世代を越えた様々な立場の人々が集う社会教育（生涯学習）の場として活用を図る。		
	市民協働	富岡市だけでなく群馬県や周辺市町村と連携し、周辺地域及び広域への情報発信を行う。また、行政による情報発信だけでなく、地域住民による自発的な情報発信を促す仕組みについても検討していく。		
	地域振興	本遺跡に親しみや愛着や誇りをもち、身近に感じてもらえるよう、各種イベントを実施する。		
整備	本遺跡の歴史的価値を、広域的な地域資産とのつながりのなかに位置づけながら、周辺の観光拠点及び地域振興の資源としての活用を図る。			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園基本計画（整備基本計画）及び実施設計を、これまでの計画を踏まえつつ、再策定及び実施を行う。</li> <li>調査成果に基づく整備を基本とし、史跡の価値を理解でき、地形を活かして歴史のながれを感じることができる空間として整備する。</li> <li>史跡指定地外については、ガイダンス施設や便益施設等、来訪者のニーズに応えるとともに利便性や安全性に配慮した整備を行う。</li> </ul>			
運営・体制	所有者である富岡市が史跡全体を適切に保存管理していく。また、実務は富岡市教育委員会文化財保護課が担い、保存管理と一体的な管理運営を行う。			
	庁内関係部署からなる庁内連絡協議会を組織し、定期的な情報共有を図る。また、有識者からなる保存整備活用検討委員会での指導をもとに、史跡の活用方法について検討し、随時計画の評価と見直しを行う。			
	富岡市及び地元町会をはじめ、周辺の観光関連団体、ボランティア団体、市民団体等で構成される運営協議会を組織し、運営体制を構築する。			

# 第11章 経過観察

計画の推進と実現に向けて、保存管理、活用、整備、運営・連携体制の整備で検討した事項の実施及び達成状況の把握のための経過観察を定期的に行う必要がある。経過観察の結果により、本計画の実施状況の再確認と課題の抽出を行い、保存活用計画の見直しを行う際に活用する。